

特命随意契約理由書

925

件名	道路維持工事 (第 28 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区北の丸公園 1 番先
概 要	代官町通り歩道拡幅工事で都道取付け部分の道路排水のために浸透柵を整備したが、都との施工協議により舗装勾配を一部変更した。それにより、当初想定していた浸透柵の排水量を上回る雨水が流れ込むこととなり、集中豪雨の際に道路冠水するおそれが生じた。本件は、当該浸透柵から下水道本管に雨水を排水することで、円滑な道路交通を確保するため、道路排水施設の新設工事を行うものである。
選定理由	<p>工事対象箇所は、「歩道拡幅工事「代官町通り」(第 13 号)」で下記事業者が発注し、令和元年 12 月 27 日に工事完了した施設である。</p> <p>また、本工事は、上記歩道拡幅工事の施工範囲であり、また排水管布設予定箇所には信号機材地下埋設物や不明埋設物等が輻輳している部分であり、下記事業者が浸透柵を設置したため現場埋設状況を熟知しており、工事を安全・円滑かつ適切に施工を行うことができる。</p> <p>さらに、竣工後 1 年間はかし担保期間として施設にかしがあった場合の責任を施工者が負っている。このため、下記事業者ではない事業者が工事を行った場合、本工事範囲内におけるかしの範囲を明確に分けることが困難となり、責任の所在が不明確となってしまう。したがって、かしの有無に関わらず、かし期間内における本施設の責任は下記事業者が負う必要がある。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 大林道路株式会社</p> <p>住 所 東京都神田猿樂町二丁目 8 番 8 号</p>
※契約年月日	令和 2 年 3 月 10 日
※契約金額	契約締結金額 3,758,700 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 2 年 3 月 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

926

件名	(仮称) 四番町公共施設新築工事監理等業務
種類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	新築・解体工事監理等業務
選 定 理 由	<p>下記業者は、実施設計業務の受託者であり、綿密な打合せを積み重ね、設計及び積算を実施しているため、設計等の内容に熟知している。</p> <p>また、実施設計業務の履行成績は良好である。</p> <p>本業務は、設計図書に基づき、工事の適正な履行の確認と品質確保に努めなければならない。したがって、下記業者以外に本工事監理業務を適切に履行できる事業者はいないため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 類設計室 東京事務所</p> <p>住 所 東京都大田区蒲田 5-38-3 蒲田朝日ビルディング</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 3 月 25 日
※ 契約金額	249,700,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。